

芝山町町勢要覧作成業務委託
公募型プロポーザル事業者募集要項

令和元年 7 月

芝山町 総務課

本募集要項は、芝山町町勢要覧作成業務委託公募型プロポーザル実施要綱（令和元年芝山町告示第58号。以下「実施要綱」という。）第7条の規定に基づくものである。

1 業務の趣旨

芝山町町勢要覧作成業務にあたり、公募型プロポーザル方式により企画提案を募集することで、創造力や技術力、経験及び実績等を持つ事業者を選定し業務を委託することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

芝山町町勢要覧作成業務委託

(2) 委託期間

契約日の翌日（令和元年10月上旬）～令和2年11月30日

(3) 業務内容

別添1「芝山町町勢要覧作成業務委託仕様書（案）（以下、「仕様書（案）」という。）」のとおり

(4) 予算額（2ヵ年継続費）

5,486,250円(税込み)

〔	内訳：令和元年度	1,828,750円	〕
	令和2年度	3,657,500円	

3 募集要領

(1) 選定方針

受注候補者の選定は、芝山町の職員で構成する「芝山町町勢要覧作成業務委託公募型プロポーザル実施に係る企画提案審査委員会」において、業務実績等による客観評価、キャンプに基づくプレゼンテーション等による企画提案評価、参加見積書の価格評価を実施する。客観評価点、企画提案評価点及び価格評価点の合計点が企画提案者の内、最も高い者を受注候補者、次に高い者を次点受注候補者として選定する。

(2) スケジュール

内容	日程
公募開始の公表（募集要項等の配布）	令和元年7月22日（月）
質疑の受付締切	令和元年7月25日（木）午後5時まで
質疑への回答予定	令和元年7月29日（月）
参加表明書の提出締切	令和元年7月31日（水）午後5時まで
参加資格の審査	令和元年8月2日（金）
企画提案書（及びキャンプ）の作成依頼予定	令和元年8月6日（火）
企画提案書（及びキャンプ）に係る質疑の受付締切	令和元年8月9日（金）午後5時まで
企画提案書（及びキャンプ）に係る質疑への回答予定	令和元年8月15日（木）
企画提案書（及びキャンプ）の提出締切	令和元年8月21日（水）午後5時まで
【1次審査】企画提案書等による審査	令和元年8月23日（金）予定
1次審査の結果通知	令和元年8月26日（月）予定
【2次審査】キャンプ及びプレゼンテーション・ヒアリングによる審査	令和元年9月2日（月）予定
受注候補者及び次点受注候補者の決定通知発送・審査経過の公表	令和元年9月6日（金）予定
契約締結予定日	令和元年10月1日（火）予定

(3) 企画提案審査委員会の構成

- ① 委員会 町職員 8名
- ② 事務局 芝山町役場総務課情報公聴係
住所 〒289-1692
千葉県山武郡芝山町小池992番地
TEL 0479-77-3921（直通）
FAX 0479-77-1954
E-mail jouhou@town.shibayama.lg.jp

(4) 参加資格要件

プロポーザルに参加を希望する事業者は、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- ① 平成 31 年度芝山町工事等入札参加業者資格者名簿の「委託」部門に登録されていること。
- ② 千葉県内に本店若しくは契約委任している支店、営業所を有すること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更正手続の申立てがなされた場合は、更正計画の認可の決定がなされていること。
- ⑤ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、再生計画の認可の決定がなされていること。
- ⑥ 手形交換所による取引停止処分を受けて 2 年間を経過していること、又は本委託業務の受注候補者決定日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りにしていないこと。
- ⑦ 本募集要項の募集開始の日から参加表明書の提出締切までに、芝山町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号。以下「暴力団排除条例」という。）の規定による措置、芝山町建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成 6 年策定）の規定による指名停止措置（以下「指名停止」という。）、又は芝山町建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 19 年策定）の規定による指名除外を受けていないこと。
- ⑧ 暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員、暴力団員等を構成員としていないこと。
- ⑨ 本募集要項の募集開始の日現在において、国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- ⑩ 過去 5 年以内に同種業務（市・町勢要覧や同程度の記念誌等）又は類似業務の制作実績を 2 件以上有していること。
- ⑪ 受託以降、芝山町と緊密な連絡調整が可能であること、特に、協議事項等が発生した場合、迅速に芝山町役場や取材現地にて協議の場を設けられること。

(5) 業務実施上の要件

業務の実施に当たっては、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- ① 受注者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委託してはならない。
- ② 発注者の作成意図を十分に認識し、芝山町との連携を図りながら企画、デザイン、レイアウト、原稿制作、取材、写真撮影、印刷、製本などの業務を行うこと。
- ③ 制作にかかる人員の体制や作業分担の内容を明確にすること。

4 応募手続

(1) 参加表明書等の提出

企画提案書の提出を希望する者は、以下の要領で提出すること。

- ① 受付期間

令和元年7月22日（月）から令和元年7月31日（水）午後5時まで（必着）

② 受付場所

事務局（芝山町役場総務課情報公聴係）

③ 提出方法

受付場所まで持参又は郵送すること。

④ 提出書類及び提出部数

- | | |
|---------------|----|
| 1) 参加表明書【様式1】 | 1部 |
| 2) 誓約書【様式1別紙】 | 1部 |

(2) 募集要項等に関する質疑の受付及び回答

① 受付期間

令和元年7月22日（月）から令和元年7月25日（木）午後5時まで（必着）

② 受付場所

事務局（芝山町役場総務課情報公聴係）

③ 提出方法

質問票【様式2】に記入し、電子メールにて受付期間内に事務局へ送付すること。

(3) 提出書類の作成上の留意事項

① 参加表明書【様式1】

代表者印を押印の上、提出すること。

② 誓約書【様式1別紙】

本委託契約締結日までに誓約書を提出すること。ただし、誓約書の記載事項に反した場合は、失格とする。

③ その他の注意事項

- 1) 使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。提出した書類の訂正、追記、返却は認めない。また、要求する内容以外の書類や図面等は受理しない。（(5) 企画提案書等の提出についても同様とする。）
- 2) 参加表明書等についてのヒアリングは、実施しない。ただし、記載内容が不明確で参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。

(4) 参加資格の審査及び企画提案書（及びキャンプ）提出の依頼

参加資格の審査は、「3 募集要領（4）参加資格要件」に適合するかを審査し、適合した参加者に対して、令和元年8月6日（火）（予定）に文書及びメールにより企画提案書（及びキャンプ）の提出を依頼する。

(5) 企画提案書等の提出

① 提出書類

企画提案書（及びキャンプ）の提出の依頼を受けた参加者は、次に掲げる書類を提出すること。

- 1) 企画提案書（及びキャンプ）の提出及びプレゼンテーション・ヒアリング参加者について【様式3】 1部
- 2) 企画提案書（【様式4】を参考に自由記載） 12部
- 3) キャンプ（【様式4】を参考に企画提案書とは別に提出） 12部
- 4) 業務における予定配置人員申告書【様式5】 12部
- 5) 工程表【様式6】 12部
- 6) 参考見積書【様式7】 1部
（見積の内訳書） 12部

② 提出期限

令和元年8月21日（水）午後5時まで（必着）

③ 企画提案書等の作成の注意事項

- 1) 企画提案書（及びキャンプ）の提出及びプレゼンテーション・ヒアリング参加者について【様式3】
 - ・ 代表者印を押印の上、提出すること。
 - ・ 参加要請書において通知した企画提案番号を記載すること。
- 2) 企画提案書【様式4】《書類審査用》
 - a) 企画提案書A4判縦置き・横書きで、8枚以内（両面印刷可）で記載すること。
 - b) 文字の大きさは、原則として10.5ポイント以上とすること。
 - c) 次に掲げる事項については、必ず記載すること。
 - ・ 会社概要（主要業務等が記載されているパンフレット等を添付すること）
 - ・ 町勢要覧を制作するにあたっての人員配置（人員の経験及び能力）や制作体制の強み等
 - ・ 編集等に関する芝山町との協議体制や方法
 - ・ 過去5年以内の同種業務（市・町勢要覧や同程度の記念誌等）又は類似業務の制作実績のすべて
 - ・ その他、強調したい事項等
- 3) キャンプ【様式4】《プレゼンテーション・ヒアリング用》
 - a) 8枚以内（企画提案書の枚数とは別に）で作成し、提出すること。
 - b) 芝山町町勢要覧制作コンセプトに基づき、以下の条件で作成すること。
 - ・ サイズ：A4判
 - ・ ページ数：表紙を含めて8枚以内
 - ・ 色数：カラー
 - ・ 形式：右開き若しくは左開き
 - ・ その他：ページ割やデザイン等は自由とする。

文章の内容や写真等はサンプルでも可とする。

芝山町町勢要覧制作コンセプトを読み込んだ上で、その内容を十分に落とし込みながら、町勢要覧制作に対する自社の考えや創意工夫のポイント等を踏まえて作成する。

c) 提案者を特定することができる内容の記述（商号や実績に係る業務名、発注者の名称など）は行わないこと（プレゼンテーションにおいても同様とする）。

d) 2枚以上となる場合は、ホチキス止め12部、クリップ止め1部とすること。以下、12部と指定した書類については同様とする。

4) 工程表【様式6】

a) 【様式6】を基本に作成すること。提案の内容に応じ、項目の追加、修正をして差し支えない。

b) A3判を片袖折りにして提出すること。

5) 参考見積書【様式7】

見積の内訳書には、企画提案番号及び各工程における人工を記載し、提案者を特定できる事項は記載しないこと。

6) 企画提案書等の提出期限後の差替え、追加等は一切認めない。

④ 企画提案評価基準

企画提案の評価基準は、別表に示すとおりとする。

⑤ 既存資料の閲覧

企画提案書（及びカンパ）の作成にあたり、以下の資料の閲覧ができる。閲覧を行う場合、事前に申し込みを行うこと。なお、申し込みを行わない場合は、閲覧できない場合があることに注意すること。

1) 資料名

- ・町勢要覧2015（平成27年10月）
- ・第4次芝山町総合計画（平成23年3月）
- ・第4次芝山町総合計画 後期基本計画（平成29年3月）
- ・芝山町人口ビジョン及び芝山町まち、ひと、しごと創生総合戦略（平成28年3月）
- ・芝山町将来構想【庁内検討案】（平成30年3月）
- ・芝山町公共施設等総合管理計画（平成29年3月）

2) 閲覧場所

事務局（芝山町役場総務課情報公聴係）

3) 閲覧期間

令和元年7月22日（月）～令和元年8月21日（水）

(6) 企画提案書等に関する質疑の受付及び回答

① 受付期間

令和元年8月6日（火）から令和元年8月9日（金）午後5時まで（必着）

② 受付場所

事務局（芝山町役場総務課情報公聴係）

③ 提出方法

質問票【様式2】に記入し、電子メールにて受付期間内に事務局へ送付すること。

(7) 1次審査の実施（企画提案書等による書類審査）

審査は、(5)④の基準により行うものとし、提出された企画提案書等の書類により実施する。

なお、1次審査の採点において、小計（40点満点）のうち6割（24点）以上の得点を有することを条件とし、その条件を満たした参加者のみ（9）の2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）に参加できるものとする。

(8) 1次審査の結果通知

(7)において、その条件を満たした参加者に対して、令和元年8月26（月）（予定）に書面によりその旨を通知するものとする。また、条件を満たさなかった参加者に対してもその旨を同じく書面により通知するものとする。

(9) 2次審査の実施（カンパ及びプレゼンテーション・ヒアリングによる審査）

審査は、(5)④の基準により行うものとし、提案者によるプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）の実施方法は以下のとおりとする。

- ① プレゼン等への出席者は、4名以内とする。
- ② プレゼン等の日程は、令和元年9月2日（月）を予定しており、開始予定時刻については個別に通知する。
- ③ プレゼン等は、提案者が提出したカンパに記載されている内容のみをパワーポイント等にて表現したものとし、新たな内容の資料提示は認めない。スライド用のパソコンは持参すること。プロジェクタ及びスクリーンは町で用意する。
- ④ プレゼンテーションの持ち時間は20分、その後、審査委員からのヒアリングを10分程度行う予定である。
- ⑤ プレゼンテーションの資料やスライド中には、提案者の名称等が分かるような表示をしないこと。質疑応答においても同様の表現をしないこと。

(10) 特定・非特定通知

- ① 企画提案書（及びカンパ）を提出した者の中から、評価の合計点が最上位であるものを受注候補者、第二位であるものを次点受注候補者として特定し、書面により通知する。また、提出した企画提案書（及びカンパ）が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を同じく書面により通知する。
- ② 非特定の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まな

い。)以内に、書面により委員長に対して非特定理由について説明を求めることができる。

- 1) 受付場所：「4 応募手続（2）募集要項等に関する質疑の受付及び回答 ②受付場所」と同じ。
- 2) 受付時間：土曜日、日曜日及び休日を除く9時00分から17時00分まで
- 3) 上記②の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内（休日を含む。）に書面により行う。

5 契約等

（1）業務委託契約

① 契約の締結

実施要綱第13条の規定による。

② 契約に係る業務内容

契約に係る業務は、別添1仕様書（案）及び別添2数量総括表（案）に定める内容を標準とする。なお、契約締結の際にプロポーザルの内容に即して仕様書及び数量総括表の内容を確定するが、提案内容が全て設計金額に反映されるものではない。

③ 契約書

別添3の業務委託契約書（案）を使用する。

④ その他

受注候補者として特定された者は「業務における予定配置人員申告書【様式5】」に記載したとおりに業務を行わなければならない。ただし、変更がやむを得ないと発注者が認めた場合については、この限りでない。

（2）提出書類の取扱いについて

提出書類は、返却しない。提出した資料が芝山町情報公開条例（平成14年芝山町条例第10号）に基づく開示請求の対象となった場合は、提案者の意見を聴いた上で、本条例の規定に基づき公開の可否等を決定する。

別表

芝山町町勢要覧作成業務事業者評価基準

1. 趣旨

この基準は、芝山町町勢要覧作成業務に関する企画提案のうち、最も優秀な企画提案を行ったと認められる事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 評価方法及び評価基準

(1) 1次審査（書類審査）

提出された企画提案書等について、各評価項目における評価基準に基づき書類審査を実施する。

(2) 2次審査（カンパ及びプレゼンテーション・ヒアリング）

提出されたカンパにおいて、プレゼンテーションと評価委員によるヒアリングを実施し、各評価項目における評価基準に基づき審査を実施する。

(3) 受託候補者の決定方法

1次審査と2次審査の点数を合計し、合計点が最も高い事業者を受託候補者とし、2位となった事業者を次点とする。

また、受託候補者及び次点事業者となるには、評価委員による評価項目の採点において、以下の条件を全て満たす必要がある。

- ・ 1次審査の評価項目の採点において、小計（40点満点）の6割（24点）以上の得点を有すること

- ・ 2次審査の評価項目の採点において、小計（60点満点）×審査委員8人（480点満点）の6割（288点）以上の得点を有すること

※1次審査の採点において、条件を満たさなかった事業者については、2次審査を実施しないものとする。

※1次審査と2次審査の合計点が同一の場合は、委員長の決するところとする。

3. 評価項目表

公募型プロポーザル企画提案書評価基準

評価項目	評価の着目点		配点
	判断基準		
1. 企画提案者の組織体制及び予定配置人員等(15点)	会社の事業状況や業務に関する組織体制において、自社で経験のある人員を有し、十分な業務遂行能力を有しているか	(a)会社の事業内容や業況が町勢要覧作成に精通するものであるか	5
		(b)より多くの専門人員を有しているか、また、その人員の経験及び能力は十分であるか	5
		(c)人員配置及び作業分担の内容(組織体制)から本業務を確実に執行する体制であるか	5
2. 企画提案者の業務実績(10点)	過去5年以内の同種業務(市・町勢要覧、同程度の記念誌等)や類似業務の実績数	<p>●同種業務の実績数(市・町勢要覧、同程度の記念誌等) 7件以上…10点 6件…9点 5件…8点 4件…7点 3件…6点 2件…5点 1件…4点(併せて類似業務の実績が1件以上必要)</p> <p>●類似業務の実績数(市・町勢要覧等と同規模の観光情報誌、その他の冊子等) 5件以上…4点 4件…3点 3件…2点 2件…1点 2件未満…評価対象としない</p> <p>※同種業務と類似業務の実績を両方有する場合は、同種業務の実績数のみを評価の基準とし、両方を合算しない。</p>	10
3. 見積額(15点)	見積額が最も低かった事業者に満点を付する。その他の事業者については、見積額が最も低かった事業者の見積額(A)を当該事業者の見積額(B)で除して得た数値(A÷B)に配点(15点)を乗じて得た得点を評価項目点とする(小数点以下切り捨て)。		15
【1次審査】小計(A)			40
4. カンプ及びプレゼンテーション・ヒアリング(60点)	(1)芝山町町勢要覧のコンセプトを十分に理解した提案であるか	(a)町勢要覧制作の趣旨を理解しているか	5
		(b)芝山町の魅力や特長を理解しているか	5
		(c)当町の制作コンセプトに沿った提案となっているか	5
		(d)当町の制作コンセプトを踏まえた上で自社の考えや制作の方向性が見られるか	5
	(2)企画やアイデアに自社の創造性があり、読者を引き付けるような工夫がされているか	(a)読者の目を引くようなレイアウトであるか	5
		(b)構成の中で効果的な見出しやリードを使用しているか	5
		(c)読者を引き付けるような企画内容であるか	5
		(d)自社のアイデアや創造性が見られるか	5
	(3)プレゼンテーションの内容	(a)本業務に対する熱意やアピールポイントを感じるか	10
		(b)プレゼンテーションは分かりやすかったか	10
【2次審査】小計(B)			60
合計(A)+(B)			100

注1)【1次審査】小計(A)において、6割(24点)以上の得点を有すること。

注2)【2次審査】小計(B)において、60点満点×審査委員8人(480点満点)のうち6割(288点)以上の得点を有すること。